

一般事業主行動計画（八幡信用金庫）

当金庫では、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日 ～ 平成32年3月31日までの4年間
2. 内容

目標1：出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の導入。

<対策>

平成28年4月 ～ 「育児・介護退職者の再雇用制度」規定の導入
平成28年5月 ～ 全職員への通達等による周知

目標2：年次有給休暇の取得の促進に向けた取組みの実施。

<対策>

平成28年4月 ～ パート職員を除く全職員が連続休暇を5日間取得する。
なお、業務上都合により連続5日間取得することが困難な場合は、2日間と3日間に分けて取得する。

目標3：女性の活躍推進に向けた職場風土改革に関する研修の実施。

<対策>

平成28年5月 ～ 女性ならではの考え方や行動等を理解することを目的とした、管理職に対する研修を実施する。
平成28年5月 ～ 女性のキャリア形成を支援することを目的とした、研修を実施する。

目標4：計画期間内中に育児休業の取得率を次の水準以上にする。
女性職員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

平成29年1月 ～ 全職員への育児休業の周知および対象職員への個別周知

目標5：計画期間内中に子の看護休暇の取得を次の水準以上にする。
男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること

<対策>

平成30年4月 ～ 全職員への子の看護休暇の周知および対象職員への個別周知。